

休業協力・感染リスク低減支援金 申請の手引き（4月30日版）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月25日（土）から5月6日（水）までの期間、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、支援金を支給します。

要件		支給額	
①	休業要請を受けた施設を休業すること	30万円 (法人) 20万円 (個人事業者)	
	酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行うこと		
	②	感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと	10万円 (法人・個人事業者問わず)

※ 休業要請等の対象施設一覧は北海道公式ホームページに掲載しています。
(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouyousei.html>

【申請書類チェックリスト】（「4 申請に必要な書類」をご確認ください）

<input type="checkbox"/>	①支援金申請書
<input type="checkbox"/>	②営業の実態が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	③業種・業態が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	④休業等の状況が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	⑤感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	⑥誓約書
<input type="checkbox"/>	⑦通帳の写し
<input type="checkbox"/>	⑧本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

※①支援金申請書、⑥誓約書を手書きする場合は、ペンまたはボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用しないでください。）

【郵送先】

〒060-8588（住所不要）
北海道 休業協力・感染リスク低減支援金事業 申請受付

申請期限：**令和2年7月31日（金）**

※ 電子申請も受け付けます。（申請サイトは現在準備中です。5月7日（木）以降、北海道公式ホームページにおいて、開設時期をお知らせします。）

【お問い合わせ先（休業要請専用ダイヤル）】

電話 011-206-0104 又は 011-206-0216
(受付時間) 8時45分から17時30分まで（土・日・祝日も開設）

※ 5月中旬以降の郵送先・お問い合わせ先は、変更になる予定です。変更後の郵送先・お問い合わせ先は、北海道公式ホームページで事前にお知らせします。

「休業協力・感染リスク低減支援金」申請受付要項

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、道では、令和2年4月17日に「『新型コロナウイルス感染症』の感染拡大防止のための『北海道』における緊急事態措置」（以下、「緊急事態措置」といいます。）を決定し、事業者の皆様には休業等や感染リスクを低減する自主的な取組の実施をお願いいたしました。

この要請に応じて、休業等にご協力いただける事業者の皆様に対して、「休業協力・感染リスク低減支援金」を支給いたします。

2 対象施設・支給額等

対象施設は、別表1「新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧」のとおりです。

要件				支給額
①	休業要請を受けた施設を休業すること	②	感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと	30万円（法人） 20万円（個人事業者）
	酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行うこと			10万円 （法人・個人事業者問わず）

- ・ 北海道内で対象施設を管理する法人（中小企業に限らず、大企業等も含まれます。）又は個人事業者が申請者となります。
- ・ 道内に対象施設があれば、道外に本社がある法人であっても支給対象となります。
- ・ 複数の施設を管理している事業者は、全ての対象施設で取組を行うことが必要です。
- ・ 令和2年4月24日時点で、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理している事業者が対象です。
- ・ 1つの施設内に、休業等を要請する施設と要請しない施設が併設され、明確に区分されている場合、休業等要請の対象となる施設を休業等した場合は、支給対象となります。

（例）宿泊施設の中に休業要請の対象となる「集会の用に供する部分（宴会場）」がある場合

銭湯の中に休業要請の対象となる「サウナ」がある場合
- ・ 休業要請の対象施設において、複数の個人事業者が1つの施設で営業しているケースで、施設を休業した場合は、代表者に1事業者分を支給します。

（例）複数のネイリスト（個人事業者）が1つのサロンで営業している場合
- ・ 出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設が特定できない場合は、施設の感染防止対策に主体的に携わることができないため、支給対象外となります。

（例）マッサージ店（国家資格有資格者が治療を行うものを除く）は休業要請の対象ですが、ホテル等に出張して施術する出張型サービスの場合は、当該事業者が管理する施設が特定できないため、支給対象外となります。

- ・ 従来から酒類を提供していない飲食店及び、従来から通常 19 時以降に営業を行っていない飲食店は、支援金の対象となりません。

※ 個々のケースが対象となるか、対象とならないかについては、北海道公式ホームページ「休業要請等について」の「休業要請等についてよくあるお問い合わせ」をご参照ください。

(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouyousei.html>

3 取組の期間・内容

(1) 休業、酒類の提供時間の短縮

- ・ **休業、酒類提供時間の短縮は、令和2年4月25日（土）から開始し、同年5月6日（水）まで継続してください。**

- ・ 感染症の状況により、休業等の要請期間が延長される場合も想定されますが、延長された期間についても申請書に記載の休業、酒類提供時間の短縮が必要です。

(2) 感染リスクを低減する自主的な取組

- ・ (1)のほか、休業等の要請期間が終了後の営業再開時（酒類提供時間の短縮は休業等の要請期間の開始時（4月25日））から、感染リスクを低減する自主的な取組を行うことが必要です。具体的には、下記のような取組をいいます。

(例)

- ・ 3つの密（密閉・密集・密接）の防止（換気や行列間隔の工夫など）
- ・ 飛沫感染、接触感染の防止（従業員のマスク着用など）
- ・ 移動時における感染の防止（時差出勤や在宅勤務など）
- ・ 発熱者等の施設への入場防止（従業員・来訪者の検温・体調確認など）

- ・ 既に行っている取組も含めて、継続的に行うことが必要です。
- ・ 感染リスクを低減する自主的な取組の内容を申告していただくため、申請書下段の「感染リスクを低減する取組」の欄に該当する取組をチェックしてください（その他をチェックされた場合は、具体的な取組内容を括弧内に記入してください。）。

4 申請に必要な書類

(1) 支援金申請書

※ 北海道公式ホームページから印刷できない場合は、道庁本庁舎1階の道政広報コーナー、総合振興局・振興局で配布します。

(2) 営業の実態が確認できるもの

対象期間より前から継続して営業していることを確認できるもの。

次のア及びイに掲げる書類を提出してください。

ア 直近の確定申告書（法人の場合は別表1、個人事業者の場合は第1表（個人番号を塗りつぶしたもの））の本人控えの写し

【上記アの書類がない場合は、次のいずれかの書類を提出してください】

- ・ 設立後間もないため、決算期や申告時期を迎えていない場合は、法人設立届出書の本人控えの写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の本人控えの写し
- ・ 直近の月末締の現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書（施設を借りて運営している場合）の写しなど、休業等の要請時点の営業実態がわかる資料

イ 対象施設の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（飲食店営業許可、酒類販売業免許、古物商許可など）の写し

※ 営業許可等が必要ない業種を営業している施設は上記書類は不要です。

(3) 業種・業態が確認できるもの

次のいずれかのもの

- ・ 施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し
- ・ 申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真

(4) 休業等の状況が確認できるもの

- ・ 対象期間中に休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシ（掲示物）やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど
- ・ 施設の一部（一区画）を休業した場合は、その状況がわかる資料（写真や見取図等）

(5) 感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの

申請受付要項2ページの3（2）に記載する申請書下段の「感染リスクを低減する取組」にチェックを入れた項目の取組内容が確認できるもの

ア 休業の場合

営業再開に向けて、感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書または店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ等のいずれかで、それらをコピーしたものやそれらを撮影した写真

- ・ 既に行っていた取組で、営業再開後も継続して行う取組

【例：席の間隔を間引きした店内の写真】

- ・ 営業再開後に新たに行う取組

【例：営業再開時に向けて、店頭に貼るために作成する掲示物などの写し】

イ 酒類の提供時間短縮の場合

休業等の要請期間開始時に行った、感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書または店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ等のいずれかで、それらをコピーしたものやそれらを撮影した写真

【例：店頭に、「感染予防のため、従業員はマスクをして対応します。」等の内容が記載された掲示物を貼った写真】

(6) 誓約書

- ・ 申請書類に虚偽がないことなどを誓約していただきます。

(7) 通帳の写し

- ・ 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページの写し

(8) 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】

- ・ 申請者本人の身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証など）の写し

上記(1)～(8)以外にも、申請後、必要に応じ追加の書類提出を求めることがあります。

5 受付方法及び受付期間

(1) 郵送申請

- ・ 受付期間：令和2年4月30日（木）から7月31日（金）まで
 - * 7月31日（金）の消印有効です。
 - * **簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。**
- ・ 宛先
〒060-8588（住所不要）
北海道 休業協力・感染リスク低減支援金 申請受付
- ※ 5月中旬以降の宛先は、変更になる予定です。変更後の宛先は、北海道公式ホームページで事前にお知らせします。
- ※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の**住所及び氏名を必ずご記載ください。**
- ※ 申請書の返却はいたしません。
- ※ 感染症の状況により、休業等の要請期間が延長された場合は、受付期間を延長する場合があります。
- ※ **感染症の拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。**

(2) 電子申請

- ・ 受付期間：申請用サイト開設の日から7月31日（金）まで
- ※ なお、7月31日（金）23時59分までに送信を完了してください。
- ・ 申請用サイトURL：準備ができ次第、北海道公式ホームページでお知らせします。

6 支給の決定

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。支援金は5月下旬以降、順次支給する予定です。
 - (2) 申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。
 - (3) 一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知します。
- ※ 審査の中で、不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

7 その他

- (1) 本支援金の支給決定後、事業者申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、事業者には支援金の返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する確認、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

- (3) 事業者が下記に該当する場合は、支援金の支給対象ではありません。
- ア 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
 - エ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (4) 申請書類の提出後、休業等の要請期間内にやむを得ず対象施設の営業を再開（対象施設の一部の再開を含む。）、酒類の提供時間短縮を中止する場合は、速やかに休業要請専用ダイヤルに連絡してください。

【休業要請専用ダイヤル】

電話 011-206-0104 又は 011-206-0216

（受付時間）8時45分から17時30分まで（土・日・祝日も開設）

※ 5月中旬以降の連絡先は、変更になる予定です。変更後の連絡先は、北海道公式ホームページで事前にお知らせします。

- (5) 申請書類に記載された情報を、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）に提供する場合があります。